

## 34 野口池自然環境保全地域



### 1 地域指定

- (1) 指定地域 野口池周辺一帯（岩間町）
- (2) 指 定 平成元年11月27日（茨城県告示第1310号）

### 2 保全計画の概要

#### (1) 指 定 理 由

本地域は岩間町の東部に位置し標高30m程度の平地にある低層湿原とアカマツ、コナラ、クヌギの二次林、スギ、ヒノキの植林からなっている。

湿原は、平均幅約45メートル長さ約500メートルと東西に細長く、面積は2.29ヘクタールで関東ローム層の堆積期に南側部分の隆起現象により形成され、第4氷河期、後氷期を経ることにより温暖地、寒冷地の植物が共に生育している。また、スギ、ヒノキの植林地は湿原の水源となっており、湿原内には数箇所の湧水が存在し、湧水によって水温及びPHが一定に保たれている。

湿原内には、ミズオトギリ、クサレダマ、イトイヌノハナヒゲ、ヒナノカンザシなどが低層湿原の群落をなし、250種以上の維管束植物が生育している。

また、湿原最西部からヒノキ植林にかけて、北方系シダ植物のヤマドリゼンマイと南方系のウラボシが同所的に生育し、学術的にも貴重な地域である。



動物では、ハッチョウトンボ、オツネントンボなどの平地池沼性トンボに恵まれており、さらに、高地性のオゼイトンボが生息するなど、全国的に生息地の減少、悪化に伴い激減している種が生息している。

本県において、当該規模、内容を有する低層湿原はなく、また、関東地方においても稀少であり学術上貴重な地域である。

このように、本地域は茨城県自然環境保全条例第3条第1項第4号及び第5号に規定する「その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している湿原」「植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域」に該当している。

## (2) 自然環境の概要

### ア 植 生

湿原には、ミズオトギリ、クサレダマ、イトイヌノハナヒゲ、サワシロギク、ノハナショウブ、ヒナノカンザシ、ホソバヘラオモダカ、ヒメナエなどが低層湿原の群落を形成し、この中に、モウセンゴケ、ミミカキグサ、ホサキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサなどの食虫植物のほか、サワギキョウ、ヤチスギラン、カキツバタ、ヒメハッカ、オオミズトンボ、アズマツメクサ、イソノキ、クロツバラなどが混生するなど、湿原の植物が豊富に生育している。

さらに、ヒノキの植林下から湿原にかけて、温帯から冷温帯に生育し山地の湿原などに群生するヤマドリゼンマイと、日本列島の南西部に多く福島県を北限とする暖地性シダのウラジロが同所的に生育している状況が見られる。

特に、ヤチスギラン、ホソバヘラオモダカ、シムラニンジンも全国的にも稀少であり、アズマツメクサ、クロツバラは関東地方で、その他についても本県において稀少なものが多い。

### イ 野生動物

高地の挺水植物の多生する池沼や湿原に生息するオゼイトンボ、平地や低山地のモウセンゴケやミミカキグサなどの生育する浸出水のある湿原の浅い水溜りに生息するハッチョウトンボ、平地から山地にかけての池沼などに見られる成虫で越冬するオツネントンボ、ホソミオツネントンボなどのほかイトトンボ類の個体数も多い。チョウ類では、ジャノメチョウ、サトキマダラヒカゲ、クモガタヒョウモン、コムシジのほか、南方系のアオスジアゲハやクロアゲハなどの大型の蝶が周囲の山林、草地に見られる。さらに、鳥類では、トビ、カケス、オナガ、ハクセキレイ、メジロ、ホオジロなどの留鳥のほか、キビタキ、ホトトギスなどの渡鳥も確認されている。

特に、ハッチョウトンボ、オゼイトンボ、アオスジアゲハは本県において産地が限られ稀少である。

## (3) 区 域

### ア 区域の概要

岩間町の東部に位置し、野口雁又及び五里平の野口池湿原を主体とし、湿原にある湧水と関係する湿原最西部南側のヒノキを中心とした人工林を含む区域である。

### イ 位置及び区域

西茨城郡岩間町押辺字野口雁又及び五里平の一部（別図のとおり）

## (4) 自然環境の保全に関する基本的な事項

### ア 保全すべき自然環境の特質

本地域は、難台・愛宕丘陵の東側に位置し、ミズオトギリ、クサレダマ、イトイヌノハナヒゲ、ヒナノカンザシの群落の中に、モウセンゴケ、ミミカキグサ、ホサキノミミカキグサなどの食虫植物、さらに、ヤチスギラン、カキツバタ、ヒメハッカ、オオミズトンボ、アズマツメクサ、イソノキ、クロツバラなどが混生する湿原と、アカマツ、コナラ、クヌギの二次林、スギ、ヒノキの植林で構成されている。スギ、ヒノキの植林地は湿原の水源であり、湿原内には数箇所の湧水が存在し、湧水により水温及びPHが一定に保たれ、湿原が維持されている。

標高約30メートルの低層湿原に250種以上の維管束植物が生育し、稀少種も多く、さらに、北方系シダ植物のヤマドリゼンマイと南方系のウラジロが同所的に生育するなど、植生状況を考察する上で学術的に貴重な地域である。

また、動物相では本県において産地が限られ、生息数が減少しているハッチョウトンボ、オゼイトンボの他トンボ類が豊富に生息し、湿原の周囲では、アオスジアゲハ、コミスジなどのチョウ類、メジロ、キビタキなどの鳥類も確認されている。このように、低層湿原における自然環境がよく維持され、湿原に生存する稀少動植物も豊富である。

**イ 権利制限関係等の概要**

- ・湿原部は、法定外公共物（溜池）となっている。
- ・森林部は地域森林計画対象民有林となっている。
- ・スギ、ヒノキを主とする森林部は、水源涵養保安林となっている。

**ウ 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針**

標高約30mの低層湿原に250種以上の維管束植物が生育し、北方系シダ植物のヤマドリゼンマイと南方系のウラジロが同所的に生育するなど本県にとって稀少植物を含む湿原として貴重な地域である。また、近年、生息数が激減しているハッチョウトンボなどの平地池沼性トンボ類、さらに、高地性のオゼイトンボが生息している。

当該地域における貴重な動植物の生息環境を維持するため、湿原部を特別地区に指定するとともに、水質等の保全のため汚排水の排出を規制する湿原として指定し、自然環境の保全に努める。保全に必要な規制は条例に定めるところによって行う。

**エ 保全施設に関する方針**

保全施設として、標識その他これに類する施設及び巡視歩道を設ける。

**(5) 地区の指定に関する事項**

特別地区は次のとおりとする。

単位：ヘクタール

名 称	位置及び区域	面 積	土地所有別面積	摘 要
野口池自然環境保全地域特別地区	西茨城郡岩間町押辺	2.29	国 有 地 2.29	湿原を中心とした地区

総 括 表

区 分	特 別 地 区			普 通 地 区			合 計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積(ha)	2.29	—	—	—	—	4.66	2.29	—	4.66
地区別面積(ha)	2.29			4.66			6.95		
地区別比率(%)	32.9			67.1			100		

**(6) 保全のための規制に関する事項**

**ア 野生動植物保護地区は、次のとおりとする。**

該 当 な し

**イ 茨城県自然環境保全条例第6条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は次のとおりとする。**

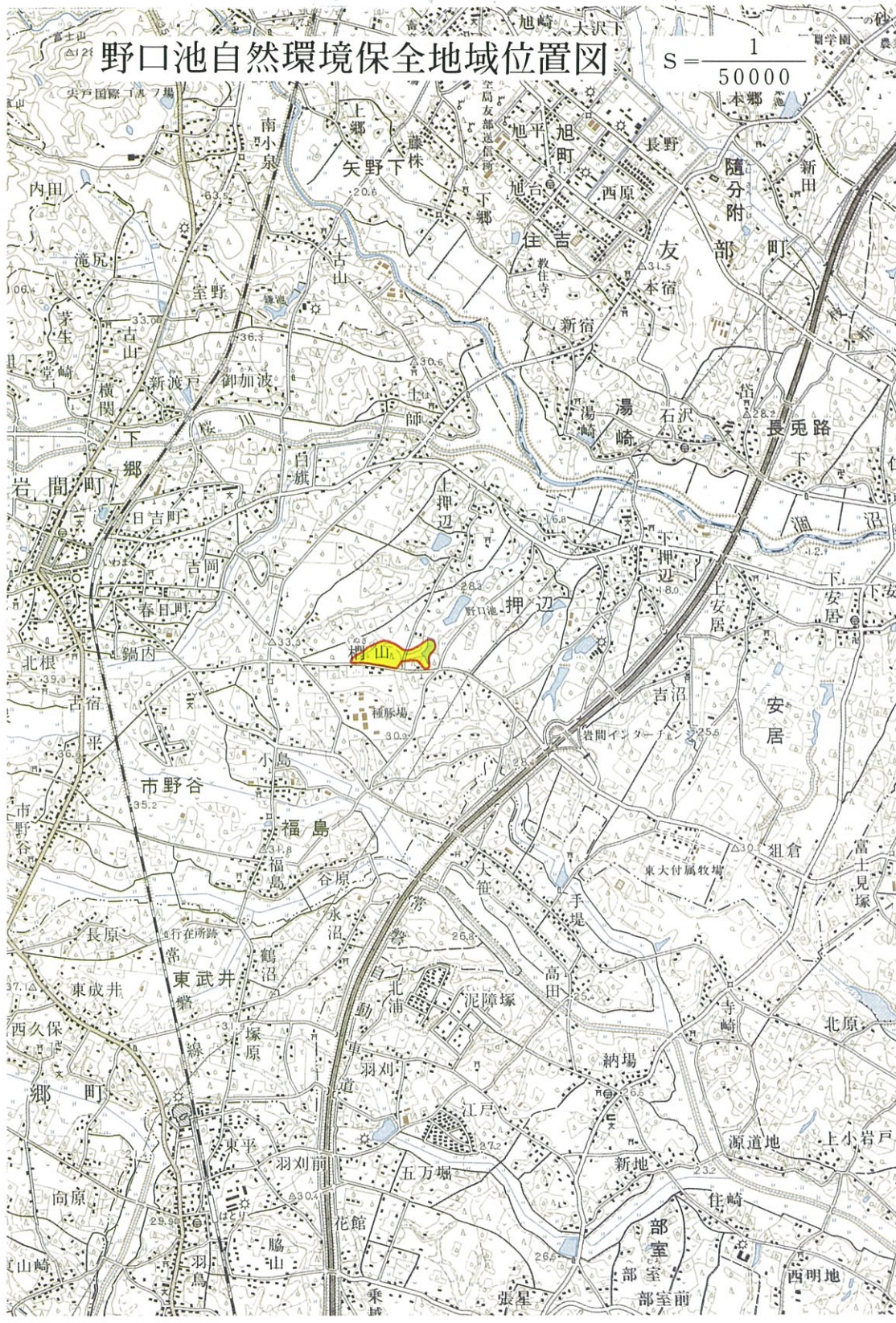
該 当 な し

ウ 茨城県自然環境保全条例第6条第4項第7号に規定する汚廃水の排出の規制に係る湖沼又は湿原は次のとおりとする。

単位：ヘクタール

湿原の名称	位 置	面 積
野口池湿原	西茨城郡岩間町押辺字野口雁又，五里平	2.29





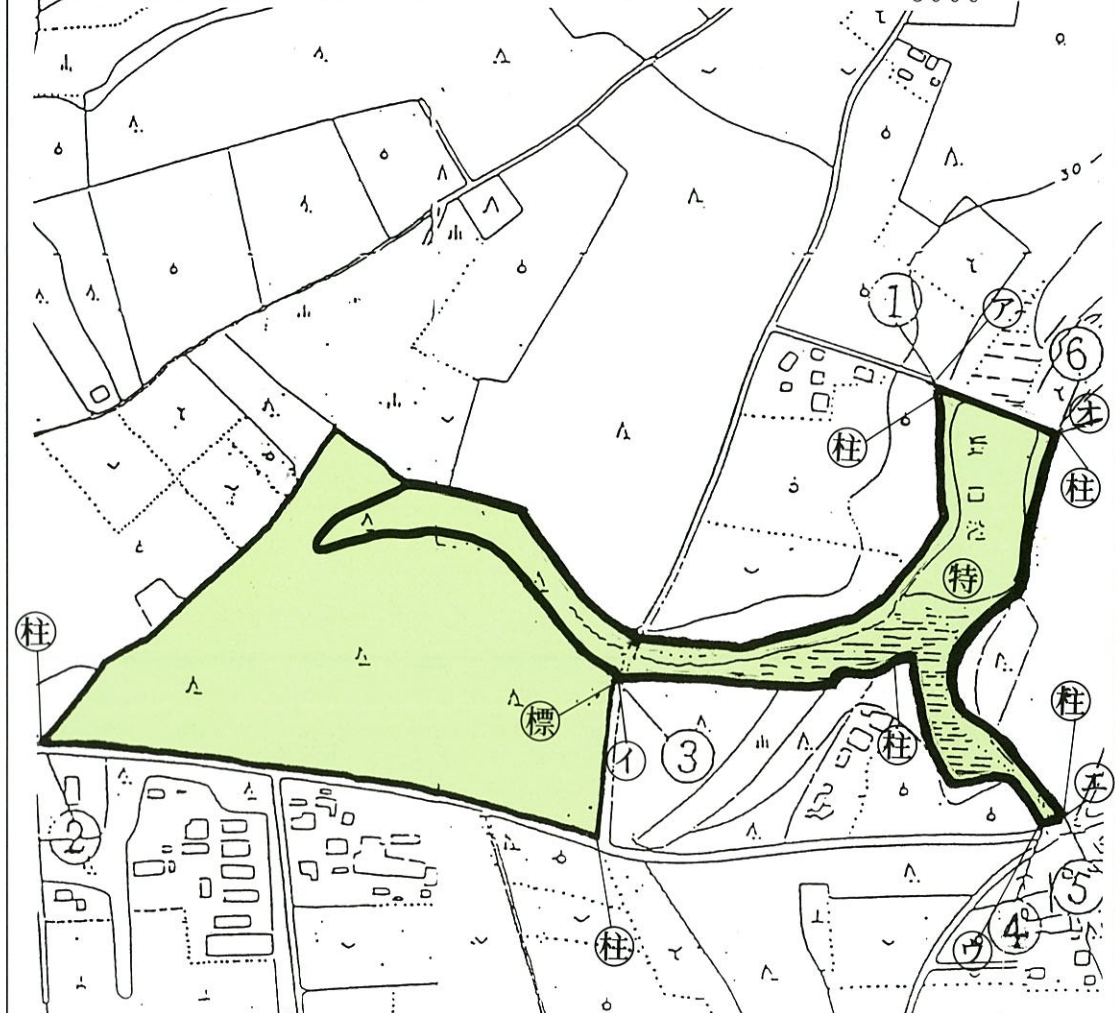
# 野口池自然環境保全地域位置図

S =  $\frac{1}{50000}$



# 野口池自然环境保全地域区域图

S = 1/5000



保全区域線表示凡例

特別地区表示凡例

- ア-イ 地番界
- イ-ウ 堤防含界
- ウ-エ 道路除界
- エ-オ 地番界
- オ-ア 堤防除界

凡 例	
標	標板設置位置
柱	標柱設置位置

①-②	地 番 界
②-③	道 路 除 界
③-④	堤 防 含 界
④-⑤	道 路 除 界
⑤-⑥	地 番 界
⑥-①	堤 防 除 界